

## 別冊（参考資料）

- ・ 議題1 . . . . p 1 ~ 2
- ・ 議題2 . . . . p 3 ~ 11

## 区画漁業権漁場計画要望書

佐有漁協指第333号

令和6年1月15日

佐賀県知事 山口祥義 様

佐賀県有明海漁業協同組合  
代表理事組合長 西久保 敏

漁業法第76条に基づき区画漁業の変更を別添の通り計画しておりますので、漁業法第64条に基づき、区画漁業権漁場計画を樹立されたく要望します。

### 記

- 1 要望理由書(別紙1)
- 2 計画書(別紙2)
- 3 議事録(別紙3)

## 漁業権（追加・変更）切替えの要望書

佐賀県のノリ養殖漁場では、かつては冷凍網期を中心に発生していた珪藻赤潮によるノリの色落ちが、最近では秋芽網期でも頻発するようになり、大変深刻で、憂慮すべき問題となっています。特に令和4年度は育苗期から栄養塩が少ない状態が続き、記録的な凶作で終漁期となりました。令和5年度においても、令和4年度と同様に2年連続で栄養塩がない厳しい漁期となっているところです。

近年は、エルニーニョ、ラニーニャ等、気象変化が大きい中でも、少雨傾向が顕著であり、河川からの流下量も少なく、沖合漁場は岸寄り漁場と比べてもノリの色落ち被害が著しく沖合漁場でのノリ養殖の継続や、冷凍網の確保にも大きな支障をきたしており、経営継続すら非常に厳しい状況となっております。

私たち佐賀県のノリ生産者は全国有数の海苔産地として、国民への海苔の供給責任を果たすべく、ノリ漁場の移動や珪藻プランクトンを捕食する二枚貝（カキ・アサリ）の併用養殖も打開策の一つとして考えており、日々努力しているところです。

こうした中、令和5年9月に区画漁業権漁業の一斉切替えを行ったところですが、2年連続の厳しい養殖状況から、その打開策が急務となり、各支所で早急に様々な協議がなされ、昨今の漁場環境の変化に鑑み、別紙の通り追加・変更について要望がなされたところです。

つきましては、本来であれば一斉切替え時に行うべきものではありませんでしたが、令和6年度漁期に向けて、漁業権の追加切替えを実現していただきますよう、強く要望致します。

◎ 佐賀県有明海区漁業調整委員会指示第59号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定により佐賀県有明海区におけるタイラギの採捕について、次のとおり指示する。ただし、佐賀県有明海区漁業調整委員会が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

令和5年3月30日

佐賀県有明海区漁業調整委員会  
会長 西久保 敏

1 次の区域内においては、タイラギの採捕を禁止する。

ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ及びコの各点を順に結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域（別図のとおり）

点ア 福岡県柳川市七ツ家の南西角に設置された有明海佐賀・福岡両県漁場境界標石柱と佐賀市川副町大字大詫間字元治搦の南東角に設置された有明海佐賀・福岡両県漁場境界標石柱とを結んだ直線上の中央点  
（世界測地系）

点イ 北緯 33 度 4 分 17 秒 東経 130 度 18 分 14 秒

点ウ 北緯 33 度 4 分 23 秒 東経 130 度 17 分 45 秒

点エ 北緯 33 度 6 分 39 秒 東経 130 度 15 分 26 秒

点オ 北緯 33 度 5 分 44 秒 東経 130 度 12 分 54 秒

点カ 北緯 33 度 4 分 36 秒 東経 130 度 11 分 49 秒

点キ 北緯 33 度 3 分 18 秒 東経 130 度 11 分 25 秒

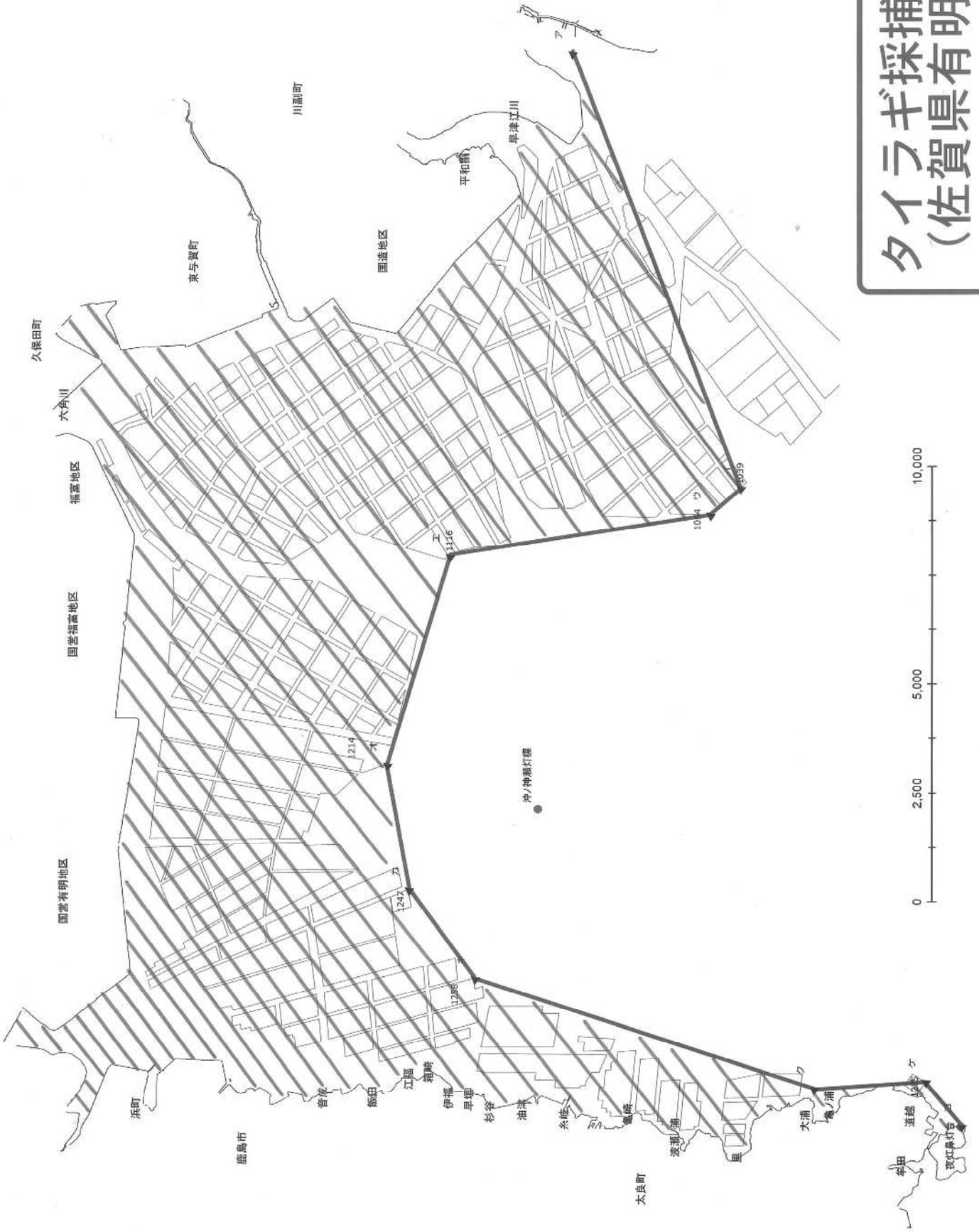
点ク 亀瀬灯標

点ケ 北緯 32 度 58 分 05 秒 東経 130 度 13 分 40 秒

点コ 夜灯鼻灯台

2 指示の期間は、令和5年4月1日から令和6年3月31日までとする。

# タイラギ採捕禁止区域 (佐賀県有明海干潟域)



◎ 佐賀県有明海区漁業調整委員会指示第60号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき、佐賀県有明海区におけるうみたけについて、次のとおり指示する。

令和5年5月8日

佐賀県有明海区漁業調整委員会  
会長 西久保 敏

（採捕の禁止）

1 令和5年6月1日から令和6年5月31日までの間の佐賀県有明海において、うみたけの採捕を禁止する。ただし、2の承認を受ける場合、または試験研究等のために佐賀県有明海区漁業調整委員会の承認を得た場合はこの限りではない。

（承認操業）

2 船舶を使用してこの漁業を操業しようとする者は、船舶ごとに佐賀県有明海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）の承認を受けなければならない。

（1）承認の対象漁業

佐賀県有明海区有共第1号で操業するうみたけ漁業および簡易潜水器漁業とする。

（2）承認隻数

この漁業の承認できる隻数の最高限度は、ねじ棒漁業が60隻、簡易潜水器漁業が10隻とする。

（3）操業期間

令和5年6月1日から同年6月30日までとする。

（4）夜間操業の禁止

操業時間は、午前5時30分から午後7時までの時間とする。

（5）休漁日の設定

毎週土曜日は休漁日とする。

(6) 承認書の備付け及び操業旗章の掲揚

この漁業の承認を受けた者は、操業の際使用する船舶ごとに、委員会が交付した承認書を所持するとともに、委員会が別に定める操業旗章を掲揚しなければならない。

(7) 漁獲成績報告書の提出義務

この漁業の承認を受けた者は、船舶ごとに、令和5年8月31日までに、委員会が別に定める漁獲成績報告書を提出しなければならない。

(8) 取扱要領

この指示に定めるもののほか、操業の承認に関する取扱いについては、別に委員会が定めるところによる。

(指示の有効期間)

3 この指示の有効期間は、公示した日から令和6年5月31日までとする。

◎ 佐賀県有明海区漁業調整委員会指示第61号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定により、佐賀県有明海区におけるアゲマキの採捕について、次のとおり指示する。

ただし、佐賀県有明海区漁業調整委員会が必要と認めた場合は、この限りでない。

令和5年5月31日

佐賀県有明海区漁業調整委員会  
会長 西久保 敏

- 1 アゲマキの採捕を禁止する。
- 2 指示の期間は、令和5年6月1日から令和6年5月31日までとする。

◎ 佐賀県有明海区漁業調整委員会指示第62号

佐賀県有明海区における第1種区画漁業権（のり養殖業）漁場について、漁業法第120条第1項の規定により次のとおり指示する。

令和5年8月17日

佐賀県有明海区漁業調整委員会  
会長 西久保 敏

- 1 第1種区画漁業権漁業に基づく、のり養殖施設の周囲50メートル以内の区域には、当該漁業権の行使者以外は立入ってはならない。  
ただし、第1種及び第3種区画漁業権（貝類養殖業）漁場内において、当該漁業権者が漁業権に基づき操業する場合、並びに佐賀県有明海区漁業調整委員会が特に必要と認めた場合はこの限りでない。
- 2 共同漁業権漁業に基づく採貝業及びその他の各種漁業は、第1種区画漁業権（のり養殖業）漁場及び当該漁場周辺に設けられた180メートル、90メートル（100間、50間）の大船通し、大潮通しの区域内においては、のり養殖業の操業期間中は操業してはならない。  
ただし、第1種及び第3種区画漁業権（貝類養殖業）漁場内において、当該漁業権の行使者が漁業権に基づき操業する場合、並びに佐賀県有明海区漁業調整委員会が特に必要と認めた場合はこの限りでない。
- 3 第1種区画漁業権漁業の、のり養殖施設内に入入りする漁船は、佐賀県有明海区漁業調整委員会が交付する標識旗を掲げなければならない。
- 4 指示の期間は、令和5年9月1日から令和10年8月31日までとする。

◎ 佐賀県有明海区漁業調整委員会指示第63号

佐賀県有明海区における共同漁業権有共第1号第2種共同漁業の竹羽瀬漁業の保護のため、漁業法第120条第1項の規定により次のとおり指示する。

ただし、佐賀県有明海区漁業調整委員会長が認めた場合は、この限りでない。

令和5年8月17日

佐賀県有明海区漁業調整委員会  
会長 西久保 敏

令和5年9月1日から令和10年8月31日までの間、竹羽瀬両こうで先を70メートルに延長した点を結ぶ線以内と、こうでと袋網の後面10メートル以内の区域。

上記保護区域内では当該漁業に著しく支障をおよぼす漁業を営み、当該漁業の魚道を遮断し、又は、魚群を逸散させる行為をしてはならない。

◎ 佐賀県有明海区漁業調整委員会指示第64号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定により佐賀県有明海区におけるムツゴロウ及びシオマネキの採捕について、次のとおり指示する。

ただし、佐賀県有明海区漁業調整委員会が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

令和5年8月17日

佐賀県有明海区漁業調整委員会  
会長 西久保 敏

- 1 全長10センチメートル以下のムツゴロウは、採捕してはならない。
- 2 5月1日から5月31日までの間、ムツゴロウを採捕してはならない。
- 3 次の区域内においては、ムツゴロウ及びシオマネキを採捕してはならない。  
六角川のうち、次の直線A及びBによって囲まれた区域（別図1）  
直線A 杵島郡白石町有明干拓福富地区林源林太郎捌排水樋管下流端と小城市芦刈町道免1371番地41地先住ノ江港第4号灯標を通る直線  
直線B 佐賀県小城市芦刈町と同杵島郡白石町にかかる住ノ江橋下流端
- 4 次の区域内においては、ムツゴロウを採捕してはならない。  
ア、イ、ウの各点を順に結んだ直線とウから只江川右岸側棧橋の西側縁辺に沿って点エに至る線及び最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域（別図2）  
点ア 只江川河口南西側に位置する排水機場（杵島郡白石町新有明農林南部排水機場）から有明海側に突出したコンクリート舗装排水路の先端南西端  
点イ 只江川河口右岸側棧橋（杵島郡白石町新有明漁港一号物揚棧橋）の南西側に取り付けた斜路の先端部北西端  
点ウ 点イの斜路の棧橋への取付基部北西端  
点エ 只江川河口右岸側棧橋の国営有明干拓堤防への取付基部西端
- 5 指示の期間は、令和5年9月1日から令和10年8月31日までとする。

六角川河口域におけるムツゴロウ及びシオマネキ採捕禁止区域(図1)



ムツゴロウ採捕禁止区域(新有明漁港南西側)(図2)

